

議案第 16 号

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

福岡県子ども医療費支給制度の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第403号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（第2条第3号イに掲げる児童にあつては、入院に係るものに限る。）」を削り、同項ただし書中「同条第2号イ」を「第2条第2号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。